

○阿藤部会長 それでは、浅見専門委員が遅れていらっしゃるようですけれども、ただいまから「第3回人口・社会統計部会」を開催いたします。

本日の議題は、前回に引き続きまして「住宅・土地統計調査の計画について」でございます。

本日は、以前お配りした論点メモの残りの事項――民間委託、コールセンター等ですが――について審議を行った後で、私の方でこれまでの議論を踏まえまして、粗々の答申骨子案を用意しておりますので、これについての検討をお願いしたいと考えております。答申骨子案につきましては、この論点メモ、まだ一通りの審議を終えておりませんので、一通りの審議が終わった段階で席上配付させていただきます。

なお、本日は、大江専門委員、それから森泉専門委員が所用のため御欠席でございます。

それでは、本日の配付資料の説明、それから10月24日に開催された前回部会の結果概要について、會田統計審査官から御説明をお願いします。

○會田統計審査官 本日の配付資料としましては、前回の「第2回人口・社会統計部会の議事概要」というものを取りあえずお配りさせていただいております。こちらの方につきまして、私からざっと説明させていただきます。

資料を御覧いただきたいと思いますが、概要というところで、先ず最初に、部会長から論点メモの修正箇所について説明が行われて、その後、順次議論を進めることとされました。

一番最初に前回答申への対応というものがございましたが、それは一番最後にするということで、「標本設計」から順次御審議をいただいたところでございます。標本設計につきましては、平成15年、前回調査から二段抽出に変更しているけれども、「別世帯となっている子の住んでいる場所」などの分析に影響が出るのではないかという意見が親委員会において出されたことを受けて御議論いただいものでございます。こちらの方では、特に不都合は出ていないということで、引き続き二段抽出をすることが適当と整理されております。

それから、「調査事項」につきましては、先ず「住生活総合調査」、これは仮称の名称でございますが、それを担当する統括官室の審査官及び国土交通省の住宅政策課の方から、承認統計でございますが、そちらの方の調査項目について説明いただきました。

それから、SNAとの関係につきましては、内閣府の経済社会総合研究所の国民資産課の方から、現在SNAのストック関係において住宅・土地統計調査をどのように活用しているかという旨の説明がございました。

それから、色々御審議をいただいたところでございますが、幾つか御意見がありました。1つは、国土交通省が行います承認統計の「住生活総合調査」は、今回から住宅・土地統計調査とそのサンプルを重複させることとしており、調査時期は、本調査が10月で住生活総合調査が12月ということではずれているけれども、附帯調査のような位置づけになっていることから、将来の課題として両調査の整理・統合も考えられるのではないかという御意見がありまして、こちらについては、現在基本計画を策定しておりますので、そちらの中で人口・社会統計の体系化をするときの一つの論点ということで本部会から提示したらどうかということに整理されました。

もう一つは、社会的な問題で、平成15年の前回調査では「介護」ということに少し論点が置か

れて調査事項の検討がされてきたけれども、今回は少子化とか「子育て支援」というようなものが社会問題として重要になってきているのではないかと、こういったものについて色々な調査でも広く受けていく必要があるのではないかと御意見が出まして、こちらの方も同様に、基本計画策定の過程で検討課題として提示していくことに整理されました。

あと、先ほど「住生活総合調査」、承認統計でございますが、こちらの方が住宅・土地統計調査の2カ月後の後続調査で同じ対象に当たるということがあって、回収率の低下が心配されるということがありまして、事前に2カ月先に住生活総合調査が行われるということを知らせておくのかどうか、そういったことについて意見が出されて、調査実施者において調査時においてこういったことを配慮していくことを促しました。

それから、SNAにおけるストック統計との関係では、今回の調査の中で住宅の市場価格等を把握するための調査事項を入れていった方がいいのではないかと御議論とかが行われましたが、こちらにつきましても大きな論点であるとして、統計委員会に付してSNA全般の検討課題を議論するときはこちらの部会から提示していくことにいたしました。

住宅・土地統計調査と住生活総合調査とがある意味で附帯調査的な位置づけになって、調査項目が整理されたことから、従前の住宅需要実態調査でとっておりましたフェイス事項の一部にありました各世帯員の収入の有無が今回欠落するという点については、次回以降、住宅・土地統計調査の検討課題として整理することにされました。

それから、「調査票の配布・収集」についてはオンラインが導入されることとなりますけれども、これに伴ってコールセンターというものが導入される。こちらの方について説明がございましたが、午前9時から午後9時まで対応するというので、そちらの方では問題無いだろうということで整理されました。

以上が前回の概要でございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。これについては特にございませんか。

それでは、審議に入らせていただく前に、私の方から10月29日に開催されました第2回統計委員会の本会での審議の概要を若干御報告いたします。

第1回の統計委員会で美添委員からの御意見がありました標本設計につきましては、先ほども御報告ありましたけれども、引き続き標本の抽出方法を二段抽出とすることが適当であるとした当部会での審議結果については、妥当な結論であるという了承を得ました。

それから、住生活総合調査（仮称）であります。本調査の附帯調査のような位置づけとなったことから、将来の課題として、両調査の整理・統合について検討が必要である点及び他の統計調査でも取り上げられている少子化対策などに資するための調査項目を本調査に追加することについての検討は、先ず、人口・社会統計の体系における本調査のあり方についての検討が必要であるということを統計委員会本会に報告して、統計委員会場で御異議はありませんでした。

第3点として、国民経済計算における資産推計のための住宅価格の把握の必要性や現住居以外の建物の把握の必要性についても、先ず、国民経済計算において住宅・土地等のストックをどのように把握するかを整理する必要があることから、これも統計委員会本会に報告いたしまして御

異議はありませんでした。

以上、先ほどの第2回人口・社会統計部会での整理の中で主要な論点として本委員会に報告すべきものでございました。このほかに、本委員会で舟岡委員から、「大都市への人口集中の結果として地方で空き家が増えているという状況が見られる中で、国土交通省では、空き家実態調査を行っておりますが、これは東京圏と大阪圏という大都市部中心の調査でありまして、この調査においても空き家の実態把握が困難になっている。将来の課題として、基本計画部会での課題となると思うが、これについて不動産登記などの行政記録から所有者のデータを使えるようにすることも検討する必要がある」という御意見が出されましたことを御報告しておきます。

以上、第2回統計委員会での本調査関係の審議の概要を御説明いたしました。これに関連して何か質問等ございますでしょうか。

○野村委員 ちょっと1点、SNAのナショナルアカウンツのストック推計について異議が無かったというか、ストック推計が住宅・土地統計調査を使うかどうかというのもSNAの中での体系の整理の必要があるという議論に、先ほど聞こえましたが、そういう話は無かったのではないかと私自身は思っています。SNAの中ではもう既に推計法等があり、住宅・土地統計調査から出てくるような数字を使って検証できれば、SNAの側としては望ましいだろうという議論であったと私は認識しておりました。

○阿藤部会長 ということは、この調査で特にこれ以上という意味ではなくて、資産統計について。

○野村委員 基本計画部会で、それが何かむしろSNA側の問題であるという形でとらえられて、それによって異議が無かった、という認識では無かったのではないかと。そういうふうに整理されたように聞こえたので、そこまでの話にはなっていなかったのではないかと思います。

○阿藤部会長 という意味は。

○會田統計審査官 野村先生のお話は、委員会の議論ということで、部会から土地の事項を調査する、しないということについては、委員会の方で、SNA部会で先ずやってからと部会長の方から御報告したときに、そうではなくて、一応データがあれば比較をやってはどうかというような話だったのではないかという感じですか。

○野村委員 この部会では、もちろん、むしろ大きな問題としてとらえようということを経前のときお話をされていましたが、それを受けて基本計画部会において、むしろそれがSNA側の体系整備の問題であるという整理がされたという認識ではなかったのではないかと。むしろ、現行の推計の体系において課題を見つめなおし、その精度を向上させるために使いたいという認識であったと思いますし、SNA部会において投げかけて、あちら側からの検討として返ってくるような整理が行われたのではないのではないかと。基本計画部会の認識としまして、そこまでの議論は無かったのではないかと。この部会とは直接的にはちょっと違いますが。

○阿藤部会長 ほかにはございますか。

それでは、国民経済計算との関係等も、本部会以外の場での検討が必要となる事項、ほかの間

題もありますが、いわゆる本委員会からの答申とは別に、この部会から書面で統計委員会本会の方に報告したいということを考えておりますので、書面の内容等については、次回の11月28日の第4回部会場で検討することといたします。またそのときに野村委員、御検討願いたいと思います。

それでは、前回の部会では論点メモの2番目の調査の方法の「標本設計」から「調査票の配布・収集」までの各項目について、部会として審議、検討を行い、出席者の方々からさまざまな御発言、御指摘をいただきました。その結果、部会として統計委員会本会に提示することが適当であるとしたものについては、先ほど御説明したとおりです。

そのほかに、先ほど會田統計審査官から説明がありましたとおり、(3)の調査票の配布・収集のところで、後続調査としての「住生活総合調査(仮称)」の実施について、調査対象者への事前告知が必要ではないかという意見を受けて、調査実施者に対して、その是非及び可否について検討することを求めました。

また、今後の課題として、住宅・土地に関する諸施策が量から質への転換ということに伴いまして、今後本調査の調査事項を見直す際に、当該施策において確保すべき質がどのようなものかということ十分に検討する必要があるといたしました。

このほかに、本調査と住生活総合調査とが連携したことから、世帯員各員の収入の有無の調査項目が欠落したということについては、次回以降の検討課題と整理いたしました。これは、先ほどの部会結果概要に記されたところでございます。

それでは、その論点メモの残された事項で、2番の調査の方法の(4)民間委託から審議に入りたいと思います。

先ず、民間委託につきまして、総務省統計局の考え方などを御説明願いたいと思います。

○千野国勢統計課長 この民間委託の部分につきまして御意見としていただきましたのは、第1回の部会だったと思いますが、嶋崎先生から、民間事業者というのは全国規模で東京、大阪などに本社があって各地に支店が有るという体制をとっているということから、個別の市町村が個別に契約するのではコスト面で高くなるのではないかというような御指摘がございました。

これにつきましては、市町村が契約する場合、いずれにいたしましても実際に調査を行いますのは民間事業者の支局になりますので、その支局が委託業務を行う市町村域の近くであれば、交通費等の面では不利が無いと考えております。この問題は、いずれにいたしましても、我々も民間事業者等から、その業界団体等からヒアリングをしているのですが、各民間事業者の調査スタッフの数などの現状から見まして、統計局が実施するような大きな調査につきましては、全国規模で確実に実施できる状況には無いと聞いてございます。したがって、現在地方公共団体が法定受託事務として実地調査を実施しているのですが、この仕組みを基本とした上で民間委託を進めていくことが現実的な進め方であろうというようなことで今の進め方をしているわけです。

いずれにいたしましても色々な問題が有ると思いますので、コスト面その他色々なことに配慮して、効率的な調査を実施するということが目的ですので、効率的な調査が実施できるように進めていきたいと思っております。

民間委託につきましては、これまでいただいた御意見は以上だと思えます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。今御説明がありました点、あるいはその他の点で、この民間委託に関しまして確認しておきたい点等ございましたら御発言ください。廣松委員。

○廣松委員 いただいた論点メモの（４）民間委託に関する部分のうち、今のお答えは特に③に関連するものだろうと思いますが、①及び②も含めまして、ちょっと細かいところにも及ぶかもしれませんが６つほど確認したいと思えます。

１つ目は、今回、民間委託で想定している業務の範囲でございます。統計調査を実際に行うためには企画の段階から実査の段階までかなりのプロセスが有ると思うのですが、どの程度の業務を民間に委託するのか、その範囲と、それから、どの程度の規模であるかということです。これは地方公共団体が法定受託している事務ですので、最終的な決定は地方公共団体の方にあるわけですが、とはいえ調査実施者の統計局としてどれぐらいの規模を想定なさっているのかを伺えればと思えます。

２番目といたしまして、当然入札が行われるわけですが、誰でもいいというわけにはいかないとと思えます。こういう業務に参入しようとしている業者に対して、当然これは統計調査の大前提として、秘密の保護等が必要です。その意味で、入札に参加できる業者の資格としてはどのようなものを想定されているのか、それを伺いたい。

３番目は、それを踏まえて、先ほど民間の事業者に関してはヒアリングをなされたと聞いたのですが、では、市町村でこの民間委託をしようという所は実際に出てくるのかどうか、その辺に関して、現時点で何らかの見込みというか、何らかの情報をお持ちなのかどうか、そこをお伺いしたい。

４点目としては、やはりコスト面のことが大変気になる。民間委託をすることは、コスト面の効率化ということが一つの大きな目的ですので、コスト面から見た場合に、今回の計画で効率化が図られるのかという点に関してお伺いできればと思えます。

５番目としまして、これは主として論点メモの①②にかかわるところかもしれませんが、民間委託することによって回収率あるいは記入状況に対してどういう影響が出るのか。それは最終結果に大変大きな影響を及ぼすことになるだろうと思えますので、その影響の程度はどれ位とお考えなのか、そこをお伺いできればと思えます。

６番目といたしまして、これはかなり手続的な問題ですが、本調査自体、来年の10月と予定されている。そうすると、これから地方公共団体の方で民間委託を可能とするために条例等の変更をして、入札を始めて、業者を決める必要があると思うのですが、その手続に要する期間は十分なのかどうか、そこがちょっと気になります。

以上、ちょっと大きな問題から小さな問題まで種々雑多ですが６点ほど確認をしておきたい。もし本日お答えいただくのが無理なようであれば、次回に回していただいても構いません。

以上、６点についてよろしく申し上げます。

○阿藤部会長 ちょっと多岐にわたりますが、廣松委員から６点ほど確認したいということがございまして、第１点は、民間委託で想定している業務の範囲はどうかということでございます。

第2点が、入札に参加できる業者の資格、何でもいいのかということではないだろうということで、資格についてはどう考えているか。3点として、そもそも民間委託を予定している市町村が有るかかどうかということ。それから、先ほど既に御説明のあった点とも関連しますが、コスト面での効率化が本当に図れるのか。5点目として、民間委託が、回収率、記入状況等への影響がどうなるのかということを考えているか。それから、6点目として、民間委託するための法的な手続等に関する期間は十分に確保されるのかどうかというふうな点であったと思いますが、これは国勢統計課の方でお願いします。

○柴沼課長補佐 担当の者より、ただいま御質問いただきました点につきまして御報告申し上げます。

先ず1点目、民間委託で想定している業務の範囲ということでございますけれども、民間委託の対象といたしましては、いわゆる実査に関する業務ということで、調査票の配布・収集・検査及びこれに付随する業務ということを基本的には考えております。具体的に調査の流れに沿って申し上げますと、先ず最初に調査員の確保、研修、それから調査対象名簿の作成といったフィールドワークに属する調査の準備に関する事務、それから調査票の配布・収集という調査実施、それから収集された調査票につきましては、市区町村の指導の下に、また、もちろん秘密保護等の措置も徹底させた上で、記入内容の審査あるいは世帯照会等に民間事業者を活用するというのも考えております。以上のような業務を想定しております。

なお、補足的に申し上げますと、統計法の13条に基づく実地調査権につきまして、今般、民間事業者に委託して行うことができる業務の中には入れてございませんけれども、これにつきましては、理論上は実地調査権を民間事業者に行わせることもあり得るところでございますが、本調査の実際に照らしますと、本調査で実地調査権が行使された実績は無い中で、現下の厳しい統計環境を踏まえますと、やはり強制権限たる実地調査権の行使というのは慎重を期すことが求められようかと考えております。そのような状況の下、民間事業者にそのような権限を付与する必要性は低いのではない、また仮にもし必要性があっても、市区町村において実施するということが対応可能ではないか。そういった理由から、今般、実地調査権につきましては、民間事業者に委託して行うことができる業務の中には入れていないところでございます。

それから、市区町村の数の見込みについて併せて御質問がございましたが、それは3番目の問いの方でお答えさせていただきたいと思っております。

2点目といたしまして、入札に参加できる業者の資格に関連するお問い合わせがございました。これにつきましては、今現在、就業構造基本調査について民間委託を実施しているところでございますけれども、そちらと同様に、先ず統計調査を業者側として実施した経験が有ることが必要と考えております。具体的には、統計的なサンプリングに基づく調査員調査、すなわち訪問留置調査または面接調査をきちんと実施した経験が有るかということは重要と考えております。また秘密の保護等も重要との御指摘がございましたが、そういったことも含めまして、調査員をきちんと確保し研修できるか、あるいは秘密保護等の実施体制といったものにつきまして、業務を遂行する上で不可欠の前提となるような条件が整っているかどうか、そういったことにつきまして

幾つか具体的な条件を列挙いたしまして、それを資格要件とすることを考えているところがございます。

3点目、市町村が手を上げてくるかどうか、現時点の見込みといったことについて御質問がございました。これにつきましては、現在、本調査の民間委託に係る枠組みを地方公共団体に提示して意向を照会中という状況でございます。遅くとも今月中には各都道府県を通じまして市区町村の意向を把握し、年内目途には実施市区町村を確定といったところまでいきたいと考えております。どのぐらいの数が出てくるかどうかということでございますが、それは、この結果を待ってみないと、というところでございます。ただ、問題としては、民間事業者の側が、かなりこの調査は規模が大きゅうございますので、この規模の調査についてやれる市区町村の範囲というのは、実際問題としては余り大きくございません。民間事業者の側もそれほど多くの数があるわけではございませんので、そういったことを踏まえますと、そう多くの市区町村で手が上がってくるという事態も、今のところは想定しにくいかと考えてございます。

4点目といたしまして、コスト面で効率化が図れるかどうかという御質問がございました。これにつきましては、最初に私どもから御説明申し上げましたけれども、当調査に係る業務を民間事業者へ委託する場合、本調査に係る委託費として地方公共団体にこの範囲内でやっていただきたいという形で委託費を交付しているわけでございますが、その額の範囲内で契約していただきたいというのが大前提でございます。このため、地方公共団体に交付しております委託費のうちの一定の額につきまして民間事業者への委託料という形で組み替える。その額の範囲内で地方公共団体において契約をしていただく。そのために、各地方公共団体におきましては適切に、それを上回ることの無いような形で入札予定価格を設定していただきたいと考えております。したがって、もし民間委託が実施される場合は、必ずその額よりも下回る範囲内で落札されるという状況になろうかと考えておりますので、そういったことを踏まえまして、その入札予定価格と落札額の差というのが、少なくとも経費面での効率化という形にはなっていないかと考えております。

さらに、経費面ということのほかにも、どういうことが有るかということでございますが、各市区町村におきましては、業務負荷の特定の時期の集中でございますとか調査員・指導員確保に苦勞しているといった状況もあろうかと思っておりますので、そういったことを含めまして業務上の何らかのプラスの効果が有るかどうかが、そういったことを含めて民間委託につきまして御判断いただきたいと考えております。

5点目といたしまして、民間委託した場合の回収率、記入状況等の影響、質の確保につきましてどう考えているのかという点につきましての御質問がございました。この点につきましては、先ず、本年7月に本調査におきまして試験調査を実施いたしまして、その中で民間委託もまた実施しております。その結果は、非常に小規模ではございますし、また、全世帯封入方式の調査員調査という形で、調査票の配布・収集に係る業務に限定して実施した結果ではございますけれども、それを見る限り、明らかな質の低下や向上は見られなかったという結果が出ております。

それから、本調査は5年周期の大規模調査でございますので、調査から公表まで一定の期間が有ることからいたしますと、実施規模が、先ほど申し上げたような事情も含めまして極め

て限られたものであれば、様々な事態に対してある程度は期間内に対応措置をとる余地も有ると考えられます。このあたり、よりタイトな周期の調査とはちょっと事情が異なってくる面が有るということでございます。そういったことを総合的に勘案いたしますと、規模の限られた一部の市区町村におきまして、かつ適切な民間事業者の選定といったものがなされれば、お尋ねのあったような調査票の配布・収集等に係る業務の質の確保は可能であろうと考えております。

なお、就業構造基本調査につきまして、今、民間委託で実施中でございますけれども、その結果につきましては、なお集計等はこれからでございますが、実査が終わった段階で、これまでのところ大きな事故等なく調査票の配布・収集が終わっていると聞いてございます。

最後に、十分な手続の期間は確保されるのかという御質問でございますが、それにつきましては、今回、御審議と並行いたしまして、統計法施行令の改正その他、私どもで必要と考えております手続につきまして、昨年の就業構造基本調査の際に行ったものよりも、その際の経験も踏まえながら、若干早く行っているところでございます。具体的に申し上げますと、統計法施行令の改正時期につきまして、年内閣議決定を目指しまして、それに間に合うような形で今スケジュールを進めているところでございます。このほかにも、民間開放の枠組み判断に当たっての考え方、そういったさまざまな資料につきまして、昨年よりも早目に地方公共団体にお示しいたしまして、意見交換を実施している状況でございます。こうした取り組みを踏まえながら、できるだけ十分な手続上の期間も確保できるようにということも配慮しつつ、地方公共団体と、それから関係の各方面と連携しながら検討を進めている状況でございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○阿藤部会長 以上6点につきまして統計局の方から御回答がありました。1つは、民間委託で想定している業務の範囲如何ということで、調査の準備から実施、審査まで、基本的にはそういうことです。

それから、第2点としましては、入札に参加できる業者の資格ということで、サンプリング調査についての実施経験を持っているということと、もちろん質の高い調査員が確保できる、秘密保持もできる、そういうことを入札の資格要件として想定しているという御回答がございました。

第3点として現段階で民間委託を実施する予定の市町村ということでありますが、現在照会中ということで、その数がかかなり限られてくるであろうという見通しでございました。

第4点としては、コスト面での効率化でございますが、これは、国から出されるいわゆる委託費の中でも、付け替えで委託料という形で出すということなのですかね、その委託料と市区町村における入札予定価格というものの両方で、入札予定価格が落札額と差が出てくる。入札予定価格は委託費以内におさめるということであれば、その面で経費面での効率化ができるという御説明であったと思います。

第5点として、民間に委託した場合の回収率、記入状況等ですが、今のところ試験調査の結果から見る限りそういったことが見られないということと、5年周期でありますので、仮に何か問題があったとしても十分対応する余地が有るという御説明があったと思います。

もう一つ、既に就業構造基本調査で民間委託が行われているということで、そのプロセスでは



特に大きな問題が無かったということがございます。

それから、6番目のいわゆる民間に委託するための法的な手続の期間は十分に確保されているかという点も、今回条例案を確定する際に必要となる統計法施行令の改正時期を昨年より早める予定でございまして、さらには民間開放の枠組み判断に当たっての考え方というものを、これは統計局の方で作る資料を早目に地方公共団体に提示するという点で、十分に手続の期間が確保できるのではないかと御説明であったと思いますが、廣松委員からはいかがでしょう。

○廣松委員 現段階で大体お考えは理解しました。その上で、こういう大規模な調査の民間委託は初めてであり、同時にもっと大きな観点から言うと、一部、今後民間の業者を育てていくという役目も負っていると思いますので、現時点での計画としては今ので大体いいだろうと思います。ただ一つ気になったのは、具体的に計画を実行に移す段階でお考えいただければいいと思いますが、調査票の審査といったときに、民間業者に直接個票に触れさせるのかどうかという点です。その点は、論点メモの特に(4)の②というあたりからすると微妙なところが有るような気がしますので、今回どういう形でするのかお考えいただければと思います。

それと、委託する業務は実査の部分だけということで、入力等には直接はタッチしないことのように直接関係ないかもしれませんが、ほかの調査では、民間業者に対して、例えばプライバシーマークのように、第三者機関が与えている資格を条件とするような場合も有るようです。今後、また国が新たな資格を創るということになると問題が大きくなり過ぎると思いますが、何らかのそういう客観的な資格とか類似のものをお考えいただければと思います。

取りあえず民間開放に関して私の方からは以上です。大体お答えいただいたと思います。

○阿藤部会長 ありがとうございます。それでは、今の2点についていかがでしょうか。1つは業務の範囲として、実査から審査というのが入っているけれども、その審査について、特に個票にまで触れていくのかという問題がございまして。

それから、第2点は、これは今すぐという話ではないでしょうけれども、実査からそのまま入力までということになる、その場合の何か資格のようなものを設定していくということは、今後の課題としてお考えが有るのかどうかというようなことではなかったかと思うのですが。

○千野国勢統計課長 今の御指摘の点は、我々も検討課題と考えているところですが、まだ民間委託につきましては、今年度実施している就調で初めて実施したものですので、今回のこの住宅・土地についても、細部については決まっていない部分もございまして、今の廣松先生の御指摘を踏まえながら、配慮して色々な検討を進めていきたいと考えております。

○阿藤部会長 よろしいですか。

ほかに、どうぞ、浅見先生。

○浅見専門委員 今の点なのですが、試験調査をした結果というのをちょっと拝見させていただいたことがございますが、確かに全体の回収率は変わらなかったのですが、たしか私の記憶によれば、どちらかといえば調査しやすいところの回収率が高くて、単身者等、調査しにくいところの回収率がやや低かったように思ったのです。こういった点については、恐らく契約の仕方というのを少し工夫されて、なるべく偏りの無いようにする。ただ、実際に、別に民間委託

しなくても若干回収率が低くなるのは当然なので、余り過大な要求をすることはできないのですが、何か若干の工夫をするといいいのかなと思いました。

もう一つは、個票に触れるというところの件なのですが、実は試験調査の結果を見ますと、最初に上がってきたものにはかなり記載に不備が有ると。実際に家庭に配って、家庭の方がお書きになるのですが、不備が有るといような結果だったように記憶しております。もしそうだとすると、それを全部民間ができなくなってしまうと、今度はかなり市町村の方の負担が大きくなりますので、民間委託の意味というか、市町村の負担を軽減するという意味では若干弱くなるのかなという感じがします。ですから、むしろ守秘義務等を徹底するという方向でいった方が、市町村にとってはいいのではないかという感じがいたします。

以上2点でございます。

○阿藤部会長 ありがとうございます。今の2点についてはこの段階で。

○千野国勢統計課長 一般的に、確かに民間の調査会社といいますのは、調査しやすいところを調査するというような傾向が有るかと思います。一方で、官の調査といいますのは、例えば、例で言いますと失業率を出しているような調査については、失業者をきちんと調査対象に入れないといけないというようなことで、無作為性をどれだけ確保するかというところの考え方が少し差の有る点なのかなと思っておりまして、そこは我々も同じような認識でございますので、そういったことにならないように、無作為性ができる限り確保できるような形で、それを入札要件に入れるのか、どういう形で工夫していくのかは色々なやり方が有ると思いますので、いずれにしても調査しやすいところだけ調査が厚くなるような形にならないような工夫をしていきたいと思っております。

それから、審査のところにつきましては、特にこの住宅・土地統計調査は、調査票封入用の封筒を全世帯に配るといことがございまして、市町村での審査の事務というのが大変増えることになりますので、そういった面の配慮も必要だと考えてございます。一方で、民間事業者に対する守秘の、個人情報保護の徹底といったことも必要だと思っておりますので、その双方のバランスをよく考えて、これから詳細については検討していきたいと思っております。

以上です。

○阿藤部会長 そういうことで、民間に委託する場合に、調査しやすい部分、しにくい部分、両方ともあったときに、しにくい部分は何となく回収率が悪くなるとか、それは当然そうなのですが、さらに国がやる場合以上にそういうことが起こる可能性が、心配が有るとすれば、その辺の入札要件で何か対応できるのかということですが、今すぐ名案が有るとは思っておりませんが、工夫されるという御回答でございました。

○嶋崎専門委員 業務範囲のところちょっと確認させていただきたいのですが、先ほどの実査に関する業務というところで、調査員を確保して、そして調査票の配布・回収・審査というお話でしたが、実際のサンプリングは業者がするのでしょうか。

○千野国勢統計課長 サンプリングは官の方で行います。それで、その名簿に沿って調査を民間でもらうという形です。

○嶋崎専門委員 民間の調査会社では、昨年の秋以降、サンプリング調査というのは実際にはできておらず、リスティングや割り当てということの実績ばかり積んでいるようです。このように民間調査会社は現在、サンプリングに問題をかかえている状況にあるようです。今回は、サンプルを先方に渡して、民間には配布・回収をお願いするということですので、その問題は考えずにおいてよいということがわかりました。ありがとうございました。

○阿藤部会長 それから、先ほどの浅見委員の第2点の個票の問題ですが、これは常にどのような調査でもあるのですけれども、封入して回収した場合には記載漏れが当然多くなる。それをチェックしないでやれば当然精度も悪くなるという問題が一方であって、もう一方で、もしそれをあからさまに全部どんどんチェックすることになると守秘義務に違反するおそれも出てくる。その痛しかゆしという面がどうしても有るわけですが、これも統計局の方で十分な工夫をされて、これは恐らくこれからの、別にこの住宅・土地に限らず、一般的傾向として封入回収方式がどんどん一般化する方向に来ていますので、一般的な問題としてその辺の対処というものを十分に考えていくということをお願いしたいと思います。

浅見先生、それでよろしいですか。

ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○東京都 住宅・土地統計調査につきましては非常に規模が大きい調査なので、都の方でも幾つかの業者に色々お話をしたところ、やはりたくさん請け負うことはできないということで、多くて3カ所ぐらいはできるかもしれないというようなお話でございました。とすると、入札でするので競合いたしますので、多くの区市がやりたいというお話になったときに非常に困ることが出てくるので心配いたしました。

都の場合は、これは先ほどの6番目の質問の中にもありましたけれども、手続の問題で、昨年の就調のときより御努力いただきまして規則等の改正を早目にしていただくということもあったのですが、内部的には少し間に合わないということで、既に来年度の住宅・土地統計調査については、各区市の方では民間委託は行わないということで御回答いただいているところでございます。

やはり先ほどの入札のお話もありますけれども、調査の内容、それから規模等で非常にコストの問題が有るのかなと思います。特に入札でするので、不調になった場合どうしようかということが非常に心配でございまして、当然入札単価が予定価格よりも大きいということになりますので、そうしますと価格を引き上げるというようなことに通常はなるわけですが、この場合はできないので、もし混乱が起こった場合にどうしようかというようなことなど心配するところはたくさんあります。

また、業務の範囲でございましてけれども、実査の準備事務、それから収集事務、それから審査ということが語られてきたのですが、確かに審査までやっていただけると、委託を打っているものとしては、人員配置をする必要がなくなってくるので非常にうれしいなという面は有るのですが、さてその内容についてどう確認をするのだということ、またその内容についてどのようにチェックをしたのかという面から考えますと、業者をお願いしている関係上、十分できるのかど

うなのか。もしやろうとするとかえって人手がかかるのではないかというような心配がございます。

そういう意味で、先ほど資格のお話がありましたけれども、業者が、統計法に違反するようなことは絶対しないのだというような、安心してお任せできるような業者さんがいらっしゃれば審査も含めて適切にやられるだろうなと思います。今の段階では、契約条件によって縛るというやり方をとりますので、この契約条件の内容が厳しくなればなるほどコストアップになるのではないかと。例えば回収率にしてもそうですが、回収が弱い部分についてもっと手厚くしてくれということになりますと、人手がかかるということにもなりますのでコストアップになるのではないかと思います。

そういう意味で今、ISOで色々市場調査についての資格要件について議論されているはずですが、やはり市場調査を行ってくださるような、そういう統計調査に係る資格というものを検討せざるを得ないのではないかと。そうでなければ安心して内容について調査をお願いすることが十分できないのではないかとというような心配もございます。

内容につきましては、今、試行的調査をやっている就調につきましては、規模も小さいですし、初めてということもありますので業者さんもしっかりと対応してくださっていると思いますし、また、今回の住調の試験調査では全封入ということですので、記入不備に対する調査員の説得あるいは対応ではなくて、提出してくれ、提出してくれというところでの対応だと思います。実際調査員のお話を聞くと使命感を持って調査しておりますので、とれない場合、会えない場合、何回も何回も行って、10回以上行ったとか、そういうお話なんかを聞いて、使命感で本当に一生懸命取り組んでくれているなと思います。民間業者の場合は、使命感というようなことではなくて、やはり、一定の条件があろうかと思いますので、そこら辺のギャップを埋めていただけるような各種の環境整備、資格要件等、今後検討してもらわなければならないことではないかと思っております。

以上です。

○阿藤部会長 今、東京都さんの方から民間委託を直接実施する立場の方からさまざまな御意見がございましたが、今この段階で統計局の方から。

○千野国勢統計課長 我々も検討課題は多いと思っております、この民間委託というのはまさに始まったところですので、色々なことを行いながら一步一步、順次前に進めていくものなのかなと思っております。

我々もリスクについてはできる限り小さいものにしていきたいと考えてございまして、そのために色々な工夫をしていきたい。ただ、リスクをゼロにするというのは恐らく現実問題として難しいことだと思いますので、いかにゼロに近づけるかということで検討していきたいと思っております。

今の東京都の御意見につきましては、我々も検討課題として十分認識しているところですので、そのようなものに配慮して検討を進めていきたいと思っております。

○廣松委員 余りこの点に関して時間をさくと部会長がお困りでしょうから、最後に私が申し上げたいのは、先ほど最初に部会長の方から、例として国民経済計算との関係等、この部会審議を

超えるものに関しては、この部会から本委員会の方に問題提起という形で上げるという御考えが示されたと思います。恐らくこの民間開放、あるいは民間委託の問題は、ほかの調査にも共通する大変大きな問題であろうと思います。今回が諮問・答申の第1号ですし、この部会は、具体的にこういう形で議論しなければいけない役目を負っていると思いますが、これから色々諮問・答申される調査等に関しても共通する点として、これは部会長の御判断ですが、本委員会の方に問題提起という形で上げていただくことを、是非お願いしたいと思います。

○阿藤部会長 時間が限られておりますので、もしこれ以上なければ、この民間委託につきましては、今日、大分活発な御意見、御確認ができましたが、そういうものに留意して、ともかく今回の調査は統計局の方で色々出ました点を十分に配慮して、あるいは工夫をして調査を進めていただきたい。民間業者の選定についても十分注意を払ってほしいということをございまして、一応部会としては、この民間委託の点についておおむね妥当であるという御結論をいただいたというふうでよろしいでしょうか。

その意味で、今、廣松委員から御意見がありましたように、この調査は新統計法に基づく調査の指定統計の諮問第1号でございますので、民間委託ということについてさまざまな御意見があったということで、これはほかの調査にも共通する問題だということで、本委員会の方でも今日出ましたような中で特に根本的な問題については、これは基本計画部会になるのかわかりませんが、問題点として議論してほしいという提起をしたいと思います。

それでは、(4)の民間委託を終えまして、2の(5)コールセンターの設置につきまして、まずは総務省統計局のお考えを御説明願いたいと思います。

○千野国勢統計課長 本日の資料といたしまして、就業構造基本調査のリーフレットのコピーが在るかと思いますが、これは住宅・土地ではないのですが、今実施しておりますほかの調査ですが、裏面を見ていただきますと、裏面の下の方ですが、「ご質問等がありましたら、下記にご連絡ください。コールセンター 0570……」となつてございまして、恐らく、住宅・土地統計調査でもこのような形で調査対象者にはお知らせしていくことになろうかと思つています。これはほかの調査の具体的な例で、こういうイメージで考えているということです。

このコールセンターですが、第1回の部会で、これは廣松先生から、コールセンターの設置はいいことと考えますが、法定受託事務との関係で、地方が実施すべき法定受託事務の一部を国が吸い上げる形になっていないかどうかよく整理してくださいという御意見がございました。

これにつきましては、コールセンターで実施する事務といいますのは、調査対象の世帯からの問い合わせ、苦情に対する応答ですが、この問い合わせへの応答といいますのは、それ自体が一つの事務ということではございまして、その問い合わせの内容に関する事務を処理することとされている者が回答内容にも責任を持つということだと考えております。具体的に言いますと、世帯からの問い合わせ、苦情などのうち、例えば統計調査員の訪問時刻ですとか市町村における統計調査員の指導に関する問い合わせなどにつきましては、地方公共団体が一義的に回答の責任を有すると考えております。

一方で、国につきましては、調査に関する一般的な問い合わせ、苦情、例えば、本当に国が実

施している調査なのか、調査対象はどうやって選ばれたのかとか、個人情報保護法との関係がどうなっているのかとか、調査事項、ある調査事項がなぜ必要かといったことについては、地域の特性とは関係なく全国に共通するものですので、国が回答内容に責任を持つと考えてございます。ただし、現実問題といたしましては、それぞれの組織に問い合わせがあれば、答えられればそれぞれの組織で応答は対応しております。したがって、都道府県や市町村に本当に国が実施している調査かといったような問い合わせがあることも現実問題としてはあるのですが、その場合におきましても、国が回答の責任を有するなものにつきましては、照会対応マニュアルを国が作成して調査関係者に配付するというようなことなどを行いまして、国で統一的な回答を確保できるような措置を講じているところでございます。

いずれにいたしましても、今回のコールセンターの設置といいますのは、回答内容に国が責任を持つべき内容についての問い合わせ、苦情が非常に増えていることを背景に、その対応業務の充実を図ることを趣旨としているものでございまして、現行の事務配分と矛盾するものではないと整理しております。

私からは以上です。

○阿藤部会長 ありがとうございます。それではこれにつきまして、今の統計局の御回答、あるいはそれ以外についても御質問、御意見等がございましたらどうぞ。

○廣松委員 では一言。この点に関して発言いたしましたのは、どちらかというところ確認という意味ですので、今の調査実施部局の国勢統計課の方の御意見で私はいいと思います。

○阿藤部会長 ありがとうございます。

特にほかにございませぬようでしたら、このコールセンターの件、一応役割分担として国、地方公共団体がそれぞれ責任を持つ部分が基本的にある。しかし、最近特に調査全般に一般的な質問、苦情が増えているということで、国が行っているのかどうか調査対象の選定方式、あるいは個人情報保護法との関係等、非常に調査そのものに対して国民の目が厳しくなっている。こういう問題についてはむしろ国が対応すべきものであるということから言えば、コールセンターの設置によって、むしろ一般的な質問については国に振ってもらってそこで答えるというのが本来の筋だということで、特に問題提起のあった地方公共団体に対する法定受託事務との問題には特に抵触しない、こういうことで理解していきたいと思っております。

○浅見専門委員 実際、既にコールセンターでやってみたことがあるということなのでちょっと伺いたいのですが、実際コールセンターって色々な企業でもございますけれども、結構混んでいて全く繋がらないことがあるのですね。今回の場合は、何か作業することをお願いしている立場ですので、繋がらないと、回答しない、拒否する口実を与えてしまうような気がしなくもないのです。実際、就業構造基本調査のコールセンターは、例えばそういう待ち時間みたいなものが殆ど無いような形でうまく運営できたのかどうか。今回は、恐らくそれよりは大きい調査だと思っておりますけれども、その点大丈夫かなという不安がちょっとあるのですが、その点いかがでしょうか。

○阿藤部会長 この点について統計局の方で。

○千野国勢統計課長 今回、就業構造基本調査の実施の状況ですが、ある程度十分な電話回線を

確保した結果、例えば問い合わせが集中して回線がオーバーフローしたときに、待ち行列に入った電話が離脱してしまったといったような件数のデータもあるのですが、かなり少なくなっています。数字で言いますと、これは最終的な数字かどうかはあれですが、すべての電話の件数が1万件ぐらいだといったしますと、その中の二百数十件がそういうものだというデータがございます。これを多いと見るか少ないと見るかということもございますが、就業構造基本調査の場合は国の統計局の統計調査として初めてでしたので、色々な想定の上で回線数や何かをセットするしかなかったのですが、我々の住宅・土地の場合は、この就業構造基本調査の実績データがございますので、このデータを見まして、どの時点でどのくらいの回線が必要かといったようなことを判断して、なるべくこの待ち行列に入ってあきらめてしまうようなことが生じないような形にしたいと思っております。

○阿藤部会長 よろしいでしょうか。

では、就調の結果を見ながら、またこの調査についても少し工夫をするということをお願いしたいと思います。

○東京都 今回、就調でコールセンター設置をしていただいて非常に助かりました。やはり区市の場合、人手の問題もありますけれども、お問い合わせに対して誠実に対応するわけですが、色々な方がいらっしゃって、十分こちらの方でカバーし切れるかどうかという心配があったのですが、今回コールセンターを作っていたので、コールセンターをちょっと拝見させていただいたのですけれども、皆さん、電話を手ぐすね引いて待っているという感じで、拒否のような相手に対しても、調査に協力してもらえるようにどうやってお話をしたらいいかということを一生涯懸命考えながら取り組んでいらっしゃるようでした。同じ人が取るというよりは、全員で分散されますので常に新しい感覚で電話を取っていただいている、私どもでやりますと「またか…」みたいな思いがちょっと出てしまうのですが、やはりコールセンターの効果というのは大きいということでございます。

また、コールセンターでカバーし切れないような細かな問題等ございましたら、区市の方にも回していただけるという対応をとってございますので、非常に連携もとれてよかったなど。現場の感覚としましては、コールセンターがあって助かったなという思いでございました。

以上です。

○阿藤部会長 現場の東京都さんの方からは、そういう一つの実施例として大変プラスの面が大きいという御意見もございました。

では、このコールセンターにつきましてはよろしいでしょうか。

それでは、2の(6)集計の結果表の審議ということで、調査方法の中では最後の論点となりますが、これについて統計局の考え方などを資料に沿って御説明願います。

○千野国勢統計課長 集計関係につきましては、第1回の部会で国土交通省から、必要な統計表を最初の集計のときに統計表として公表してほしいというような御意見がございまして、我々の方で検討いたしました結果、本日も資料でお配りされていると思っておりますが、3-(4)「住宅・土地統計調査 集計事項一覧」という資料がございまして、この中で網かけになっている部分が

諮問時点では集計表、結果表として入っていなかったのですが、その後、検討いたしまして結果表として追加したものでございます。例えば2ページ目の58表、59表、61表、65表といったような形で、その後も幾つかが出てございます。住生活基本計画の成果指標として活用する事項の集計は重要なことだと考えてございますので、当初諮問した申請の資料を修正して、このような統計表については追加することにしたいと考えてございます。

以上です。

○阿藤部会長 ありがとうございます。これにつきましては国土交通省の方から、いかがでしょうか。

○国土交通省総合政策局 これで結構でございます。

○阿藤部会長 そうですか。

では、これについては、特に新たな要望がなければ、一応了解したということでございます。

それでは、一応論点メモの大きな2「調査の方法」の中で(1)から(6)までをこれで終えたことになりまして、宿題になっておりました冒頭の1「課題への対応」というところに戻らせていただきまして、統計局の方から調査結果とGISデータとのマッチング状況についての御説明をお願いしたい。その後で、これまでの審議を踏まえて課題への対応1及び2の視点から、本調査計画についての総括に移りたいと思います。よろしいでしょうか。

○千野国勢統計課長 調査結果とGISとをリンクして保育所や学校までの距離等の提供が可能になるのではないかとというようなことで、マッチング利用について検討というようなことですが、最寄りの小学校、中学校につきましては、事業所・企業統計調査の所在地情報がございますので、それをGISによって緯度、経度を特定して、調査区の中心点の緯度、経度との距離を測定して、それを集計して結果表を作成して公表するというのを平成15年の調査結果のところで行っておりますので、平成20年調査におきましても、引き続き、同様にGISとのマッチングで得られる情報については結果表を作成したいと考えております。

以上です。

○阿藤部会長 そういう御説明が統計局からございましたけれども、これについて特につけ加えるべき点はございますでしょうか。

○浅見専門委員 これは多分、今後の課題というか、今回のということではないのですが、実際に、例えば小学校といった場合、私立小学校にだれでも入れるわけではないというのがあったりするわけですね。そのときにも今のやり方だと一番近いところの距離にする。つまり、だれでもが使える施設までの距離というのとちょっと意味が違ってきていると思うのです。これは、すぐにはなかなか改善できないと思うのですが、少し長期的な課題として、例えば施設までの距離というその施設のデータの方の考え方を少し考えてもいいのかなという感じがします。今回に間に合わせるというのはちょっと難しいのかなと思いますが、今後施設側の調査をするときにそういう仕分けのデータをうまく入れておくと、逆にそういったことも容易になると思いますので、ほかの調査との連携という意味で、できればお考えいただけるといいかと思っております。

○阿藤部会長 今、浅見専門委員の方から、距離というだけでは実際に使える施設かどうかとい



うのは、所得の問題も含めてそういう点があるので、例えば公立、私立という区別などもわかるような形のものが実際にデータとしてつくれるかどうか、そういうことだと思うのですが、何か。

○千野国勢統計課長 それは長期の課題として受け止めたいと思いますが、現実問題で言うと、我々の手元にあるデータというのは、事業所・企業統計調査の調査結果でございます、これは日本標準産業分類に従って分類していく。その分類に私立、公立というような区別はございませんで、産業としてとらえておりますので、したがって我々の手持ちのデータでは私立、公立の区別が無いということで全部一緒くたにして集計しているわけです。したがって、私立、公立の区別をどうするかについては、直ちに手元のデータでというわけにはいきませんので、もし非常に大きなニーズが有るのであれば、それなりのコストをかけてそういう仕分けをする必要があるのかといったところから始めて検討しないといけないと思っております。現状で言いますと、そういう状況にあるということです。

○阿藤部会長 そういう状況ですが。

○浅見専門委員 ですから、私もわざと長期的と申し上げたのですけれども、その辺はわかっております。

○阿藤部会長 なかなかそういう状況ですと、次回の検討課題というわけにもいかないところがあるかとも思いますが、長期的な検討課題としてそういうことも議論に含めるとしたいと思いません。

では、特にこの1の課題への対応というところで御意見がございませんようでしたら――よろしいですね。

冒頭に申し上げたように、一応この住宅・土地統計調査についての論点を整理し、それについて個別項目ごとにこれまで議論を進めてまいりました。これに基づきまして、これは本委員会、統計委員会から総務大臣への答申というものを出す必要が最終的にあるわけでございます、それについての答申案というものの骨子をこちらで作って、そして本委員会にかける、そういう手順になっております。そういうわけで、これから答申骨子案の審議に入りたいと思えます。

(資料配付)

○阿藤部会長 お手元に答申骨子の案、本当に骨組みでございますが配付されたと思えます。1番の(1)から(4)まで、既にこれまで議論してきたものでございまして、(5)から(7)までは本日御議論いただいたということでそこは空欄になっておりますけれども、そういう、全体が1そして2の「次回以降の調査に関する課題」という形で大きく整理するというところでございます。

それでは、ちょっと頭から見てまいりますと、1「今回の調査計画に関する評価と指摘事項」として、(1)標本設計につきましては、調査対象数の変更がございました。約360万住戸・世帯から350万住戸・世帯への変更がございました。これにつきましては、標本設計の考え方そのものには変更が無い。事情として市町村合併等に伴うものであるということから、この部会あるいは統計委員会としては妥当だという答申にいたしたいと思えます。

(2)の調査事項でございます。調査事項の追加等でございますが、前回答申、その後の住

宅・土地に関する施策の転換、特に量の確保から質の確保へということ踏まえたものであるということから、全般的にこれもおおむね妥当であると答申したいということでございます。

(3) 調査票の配布・収集につきまして、①インターネット申告の一部地域における導入ということにつきましては、調査票の回収方法の多様化を図り、回収率向上に資するものであることから妥当、そういう回答をしたい。ただし、回答の入力時に申告者に抵抗感を抱かせないような措置が必要であるということです。

②として、後続調査としての住生活総合調査の実施がございました。これにつきまして、調査対象者への事前予告の必要性についての検討がなされたということでございます。

それから、(4)として調査票の設計。従来の調査票から他計部分を分離した建物調査票の新設を行った。これにつきましては、調査方法が封入方式に、そして、さらには多様化という点でインターネット申告などの回収方法が導入されたということで、こういった回収方法にかかわらず建物調査の結果が得られるということから、この点についても妥当だという結論を出したいということでございます。

民間委託、コールセンターの設置、集計の結果表につきましても、今日の御議論を踏まえますと、民間委託につきましても、十分な配慮の上、できる部分はそれを実施に移していくということについては、一応妥当ということだったと思います。

それから、コールセンターの設置につきましても御議論ございましたけれども、これについても今回調査で適用していくべきであるということが確認されました。

それから、集計の結果表につきましては、従来のものに比べて若干の追加をして、一応妥当であるという結論であったと思います。

それから、大きな2番目で「次回以降の調査に関する課題」として、1つは住宅・土地施策の量の確保から質の確保への転換に対応する調査事項の見直しに際して、「質」に関する十分な事前の検討が必要であるということ。それから、妻の就労状況等による居住地の選択への影響に鑑みて、世帯各員の収入の有無等の把握に関し、次回以降の調査で検討することが必要。

こういうことで、さまざまな御議論がございましたけれども、答申の骨組みとしてはこういうことではないかということでもとめさせていただきました。

本日は、この骨子案全体構成あるいは記述内容の大枠につきまして、今日の審議結果も踏まえまして、修正あるいは加筆など行った方がよいと思われる点に関しまして御発言いただければと思います。

○廣松委員 確認ですけれども、最初に部会長の方から、これは住宅・土地統計調査に関する諮問に対する答申であるという発言がありました。しかし、この部会でも色々出てきました、例えばSNAとか、あるいはほかの統計調査との関係等に関する議論、ある意味でこの部会を超える議論に関しては、別途、つまり違う形で統計委員会なりに報告するという整理でよろしいのですか。

○阿藤部会長 最初の方でちょっと触れたかと思いますが、部会報告としては、もちろん部会の概要等もございますが、私、部会長名で竹内委員長に対して、つまり本委員会に対して、

ここで出た今回の部会の議題をやや超える大きな問題については、こういう点で意見が出ましたので御議論をお願いしたい、検討をお願いしたい、そういう書面を出したいと思っております。

これについては、事務局の方はどうなのでしょう。私の一存で出すのか、あるいは次回でそういうものを。

○浜東副統計審査官 先ほど会長がおっしゃったのは、一応、次回ここで検討するとおっしゃっていただいたので、そのように進めていただきたいと思います。

○阿藤部会長 そうですか。そういうことです。

浅見委員どうぞ。

○浅見専門委員 ここの中で議論すべきことかどうかわからないのですが、調査をした後の、例えばオンデマンド集計の話ですとか、あるいはほかの統計調査との統合集計みたいな話だとか、そういうものというのは議論していないから言及しないのか、そのあたりはどうだったのでしょうか。ちょっと私は欠席したこともあったので、その辺わかってはいないのですが。

○阿藤部会長 この調査について、特にこの部会でその点についての議論は無かったと思います。ただ、オンデマンド集計なり、さっきみたいな匿名標本とか、そういうものを含めて、これはむしろ統計委員会の基本計画部会の方でかなり議論する重要なテーマになっておりますので、この調査というわけではないですけれども、一般論としてはそこで議論されると理解しています。

ちょっと事務局に確認なのですが、これは、答申案というのは割に短いもので、形式としては、その後何か細かい議論もくつつくものなのですか。

○會田統計審査官 答申案の骨子に対して、骨組みがこれでよろしければ、それぞれの事項ごとに肉づけをしていくということやっておるわけで、過去を見ましても、長いもの、短いものが確かにあるのですが、今回は、そんなに長くなってよろしいのではないかと考えております。特に、調査事項一つひとつ、これを増やしたからそれが妥当とか、これは削ったがそれが妥当とかということに論及しなくても、ある程度まとめた形での報告でよろしいのではないかと思います。

○阿藤部会長 そういうことで、もしこれでよろしければ、次回、この骨子に沿って答申、実際の文章化したものを御議論いただくということにしたいと思っております。

それでは、特に御意見が無いようでしたら、一応この骨子案に沿いまして、あるいは戻られてこういうことに気がついたということがございましたら、もちろん事務局の方に送っていただければと思いますが、それを踏まえて、仮に修正があれば、修正した骨子案を基にして答申案を作成いたします。

次回、11月28日の第4回部会で答申案そのものの御検討をお願いし、部会で了承いただければ、12月10日の統計委員会に第3回及び第4回部会の審議内容と合わせましてお諮りするということにしたいと思います。このようなスケジュールでよろしいでしょうか。

そういうことで、今日は、時間が非常に効率的に使われたということでしょうか、大分早く進みましたが、最後に次回部会の日程等について會田統計審査官から御説明をお願いします。

○會田統計審査官 次回の第4回部会は、詳細は追って連絡させていただきますが、11月28日水

曜日の午前10時から12時まで、場所はこの若松町の庁舎になりますが、現在6階ですが、こことは違って3階の第1会議室というところで開催を予定しておりますので、お願いしたいと思いません。次回は、一応最後ということで答申案の御検討をお願いすることとしております。

あと、今回お休みされている先生方もいらっしゃいますので、今回の骨子案についてのコメントとか、また必要な資料とか、そういうものがございましたら、大変恐縮ですけれども、11月14日、今週の真ん中ぐらいまでに事務局あてにメールやそのほか、電話でも結構ですから、そういう形で連絡をお願いしたいと思っています。

それから、28日の答申案文の御議論の前に、皆様の方には文章の案文を送らせていただきますので、部会のときにはそれをベースに御議論いただければと考えております。

以上です。

○阿藤部会長 それでは、本日の審議はこれまでといたします。ありがとうございました。